



## 暗号資産の分離課税化等（1/3）

### 一言解説

特定暗号資産の譲渡等に係る取引が総合課税から分離課税とされ、損失について3年間の繰越控除が可能になります。また、総合課税の譲渡所得が採用される場合に特別控除額や損益通算の特例の適用を認めない措置が講じられます。

### 1. 概要

令和7年度税制改正大綱で示された、投資家保護のための説明義務をはじめとする健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に、国民の資産形成に資する暗号資産に限って、その現物取引、デリバティブ取引及びETFから生ずる所得が分離課税の対象とされます。また、国民が安心して暗号資産市場に参加できる環境の構築を図る観点から、3年間の繰越控除制度が創設されます。

### 2. 改正の内容

- (1) 居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して特定暗号資産（※1）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、**他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税**されます。
- (2) 暗号資産取引業を行う者は、その年中に特定暗号資産の取引を行った居住者等の氏名、住所及び個人番号、その取引に係る特定暗号資産の名称その他の事項を記載した報告書を、その取引があった日の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととする。
- (3) 暗号資産取引業を行う者に対して特定暗号資産の譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その**控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年間の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が可能**とされます。
- (4) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決裁に係る損失の繰越控除の適用対象に、特定暗号資産デリバティブ取引（※2）に係る雑所得等が追加されます。  
(※1) 特定暗号資産とは、金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等のことをいいます。  
(※2) 特定暗号資産デリバティブ取引とは、暗号資産デリバティブ取引のうち、特定暗号資産に係るものをおいいます。

### 適用時期

(1)及び(2)の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日（以下「適用開始日」）以降について適用されます。  
(3)の改正は、適用開始日の属する年の翌年の1月1日以後に適用されます。



## 暗号資産の分離課税化等（2/3）

### ＜現行制度との比較＞

No.	項目	現行	改正案
1	特定暗号資産の譲渡等による譲渡所得等の課税方法	原則：雑所得 総合課税（最高税率55.945%）	申告分離課税（税率20.315%）
2	特定暗号資産の譲渡等により生じた損失	（損失発生年） その年分の他の雑所得の金額から控除	（損失発生年） その年分の他の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額から控除
		（損失発生年の翌年以降） 控除できない	（損失発生年の翌年以降） 控除しきれない金額を、その損失の生じた年の翌年以後3年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額から控除

(5) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正を前提に、次の措置が講じられます。

- ① 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、一定の投資信託を加える。
- ② 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる株式等の範囲に、特定暗号資産を投資の対象とする投資信託の受益権を加える。



## 暗号資産の分離課税化等（3/3）

(6) 従来、暗号資産の譲渡による所得は、原則として雑所得（一定の場合には事業所得）とされておりましたが、金融商品取引法等の改正により、株式等と同様の資産とされることから、暗号資産の譲渡等は譲渡所得に該当することになります。上記2(1)の申告分離課税に該当するものは、特定暗号資産に該当するものに限られ、**該当しないものについては総合課税が採用される譲渡所得**となります。総合課税の譲渡所得が採用される場合に、通常、適用することができる特別控除額や損益通算の特例の適用を認めないこととする措置が講じられます。

- ① 当該暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しないこととされます。
- ② 当該暗号資産については、5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置が適用しないこととされます。
- ③ 当該暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととされます。

No.	項目	現行	改正案
1	譲渡所得（総合課税）の特別控除（50万円）	適用あり	適用なし
2	総合長期（5年超）に対する譲渡所得の2分の1とする措置	適用あり	適用なし
3	譲渡所得（総合課税）の損失の金額の損益通算	適用あり	適用なし